

令和4年 第16回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年11月17日

議 題

議案第82号 福岡市長選挙における開票立会人の決定について

議案第83号 福岡市長選挙における開票立会人の選任について

議案第84号 福岡市長選挙における投票管理者の変更について

議案第85号 福岡市長選挙における投票立会人の変更について

その他

投票所の視察について

次回開催日 令和4年11月20日(日)10:00～ 区長応接室  
20:45～ 舞鶴小中学校

次々回以降の開催日 令和4年12月1日(木)10:00～ 区長応接室



## 議案第82号

### 福岡市長選挙における開票立会人の決定について

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙につき、中央区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和4年11月17日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

#### 公職選挙法 第六十二条

2 前項の規定により届出のあった者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもって開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

## 議案第83号

### 福岡市長選挙における開票立会人の選任について

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙につき、中央区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和4年11月17日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

公職選挙法  
第六十二条

9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

## 議案第84号

### 福岡市長選挙における投票管理者の変更について

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の投票区の投票管理者を次のように変更する。

令和4年11月17日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項の規定による。

公職選挙法  
(投票管理者)  
第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令  
(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の投票区の投票管理者を次のように変更した。

令和4年11月18日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

## 議案第85号

### 福岡市長選挙における投票立会人の変更について

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和4年11月17日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊見

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第38条第1項の規程による。

公職選挙法  
(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。